

## 協議又は調整を行うための場の設置について

平成24年12月20日

愛知県議会会議規則第118条第2項の規定に基づき、次のとおり協議又は調整を行うための場を臨時に設置する。

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
議会基本条例 策定検討会議	議会基本条例の策定に 向けた諸課題の協議 又は調整	議長、副議長及び 会派において選任 された者	議長